# 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者にかかる 国民健康保険税の減免について

問 税務課 住民税係 ☎92-7918

#### 減免の対象

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、保険税が減免となります。 【保険税の減免の対象となる方】

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、 又は重篤な傷病を負った世帯

保険税を全額免除

新型コロナウイルス感染症の影響により、 主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯

保険税の一部減免

(※)保険税が一部減免されるには、下記要件の全てに該当する必要があります。 【要件】

- (1) 事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の収入の種類ごとに見たいずれかの収入が、 前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が 1,000 万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

#### 保険税の減免額

保険税の減免額は、減免対象保険税額(A×B/C)に減免割合(D)をかけた金額です。

#### ▽減免対象の保険税額 (A×B/C)

- A:世帯の被保険者全員について算定した 保険税額
- B:世帯の主たる生計維持者の減少が 見込まれる収入にかかる前年の所得額
- C: 主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の 前年の合計所得金額

## ▽合計所得金額に応じた減免割合(D)

300万円以下の場合 :全部 (10分の10)

400万円以下の場合 : 10分の8

550 万円以下の場合 : 10 分の 6 750 万円以下の場合 : 10 分の 4

1,000 万円以下の場合:10 分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、 対象保険税の全部を免除します。

### 減免の対象となる保険税

令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限を設定されているものが、減免の対象となります。

※申請は、国民健康保険税納税通知書(令和2年度納税通知書は6月中旬に発送予定)が到着してからとなります。詳しくは、納税通知書に同封している文書又は町ホームページをご確認ください。



